

介護保険負担限度額認定証の申請について

低所得の要介護者または要支援者が施設サービス（介護保険施設及び地域密着型介護老人福祉施設）や短期入所サービスを利用したとき、食費・居住費について、介護保険負担限度額認定証を提示すると所得に応じた限度額までの負担となります。

介護保険負担限度額認定証の有効期間は毎年7月31日までです。令和3年8月1日から使用される場合は申請が必要です。

申請できる方

- ・住民税非課税の世帯の方（世帯分離している配偶者も非課税）で、預貯金等が一定額を超えない方

第1段階	単身 1,000万円、夫婦 2,000万円	} を超えない方
第2段階	単身 650万円、夫婦 1,650万円	
第3段階①	単身 550万円、夫婦 1,550万円	
第3段階②	単身 500万円、夫婦 1,500万円	

提出していただく書類

○申請書

- 申請書の記入もれがないかをご確認ください。
- 配偶者の課税状況についてもすべてご記入ください。
- 収入等に関する申告は、遺族年金、障害年金についてもご記入ください。
- 預貯金等に関する申告は、本人及び配偶者の預貯金等の資産の額を記入してください。
- 送付先を選んで○をご記入ください。（記入が無い場合は自宅へ送付します。）
- 裏面の同意書も記入してください。

○預貯金等がわかる書類 ※配偶者がいる場合は、その方の分も必要です

- ・お持ちの通帳全部、またはその写し（口座の名義と、残高がわかるページ）
※直近の残高がわかるように記帳してください。
- ・定期預金の証書
- ・有価証券、投資信託等お持ちの方は、証券会社や銀行等の口座残高の写し

○介護保険被保険者証（コピー可）

○個人番号通知カード等マイナンバーの確認できる書類

- ※配偶者がいる方は、その方の分も必要です。

※裏面もあります

○身分証明書

顔写真つきのものは1つ、顔写真なしのものは2つ必要です。

本人以外が申請の場合は申請者のもの。

◆預貯金等の具体的な種類は下記のとおりです。

*預貯金（普通・定期）

*有価証券（株式・国債・地方債・社債など）

*金・銀など購入先の口座残高によって時価評価額が容易に確認できる貴金属

*投資信託

*たんす預金（現金）

◆平成28年8月から

段階区分のうち第2段階・第3段階は、年金収入と合計所得金額の合計で判断されます。

このときの年金収入は、課税されるものに限られていましたが、平成28年8月からは、遺族年金や障害年金（非課税年金）の額も含まれるようになりました。

問い合わせ先

阿南市 介護保険課

0884-22-1793（給付係）